

平成26年 第7回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成26年7月16日(水) 午後2時30分開会
午後5時14分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
44	「摂津市民図書館等協議会委員委嘱の件」	承認
45	「摂津市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
46	「摂津市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
47	「摂津市青少年運動広場条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
48	「摂津市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認

出席者

委員 長 委員長職務代理者	大矢優子 福元 実	次世代育成部次長 兼教育センター所長		総務課長代理 総務課保健給食係長	鈴木 誠 森崎孝弘
委員 委員	齊藤公男 山手知榮子	総務課長 子育て支援課長	若狭孝太郎 溝口哲也	総務課主査 社会教育委員	池田智子
教育 長 教育総務部長 次世代育成部長 生涯学習部長	箸尾谷知也 山本和憲 登阪 弘 宮部善隆	次世代育成部参事 兼こども教育課長 学校教育課長 学校教育課参事 兼課長代理 教育支援課長 生涯学習課長 文化スポーツ課長	木下伸記 小林寿弘 荒木智雄 野本憲宏 撰田裕美 柳瀬哲宏 辻 稔秀	社会教育委員 会議委員長	園田純一

委員長

ただいまより、平成26年第7回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は山手委員ですので、よろしく申し上げます。

本日の議事進行につきまして、各委員にお諮りします。本日の付議事件は5件、報告事項は5件、その他が4件ございますが、その他(3)は、社会教育委員会議委員長に出席いただき、生涯学習社会における社会教育施設のあり方についての答申を受けます。

また、その他(4)は、平成26年度摂津市立小学校教科用図書選定委員会答申に関する案件であります。この議案につきましては、教科用図書の採択の公正確保のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、まず付議事件を審議し、続いて報告事項と、その他の(1)と(2)を終えた後に暫時休憩を取り、社会教育委員会議委員長に出席いただき会議の再開を行い、その他(3)の審議を行いたいと思います。

その他(3)の終了後、引き続き秘密会を宣言し、その他(4)について関係部課長の出席を求め審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議無し。

委員長

異議無しとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行してまいります。

それでは、議案第44号「摂津市民図書館等協議会委員委嘱の件」について、生涯学習課長より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第44号「摂津市民図書館等協議会委員委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等ございませんか。

この件につきまして、ご質問がございませんので、議案第44号「摂津市民図書館等協議会委員委嘱の件」は承認いたします。

続きまして、議案第45号「摂津市立体育館条例施行規則の一部

を改正する規則制定の件」について、文化スポーツ課長より説明をお願いします。

文化スポーツ課長 文化スポーツ課が所管いたします議案第45号から第48号についてでございますが、すべて規則改正であり、その改正内容及び提案理由は全く同じ主旨に基づくものでございます。従いまして、議案第45号の説明のみをさせていただき、残る議案第46号から第48号につきましては説明を割愛させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員長 その説明方法で承認いたします。

文化スポーツ課長 それでは、議案第45号「摂津市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、ご説明を申し上げ議案第45号及び第46号から第48号を併せて承認を求めるものでございます。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。
今まで窓口で対処していたことを、本来の事務処理のやり方で行うということで、還付の決定は市長がされることなので、市長に還付申し立てをしてくださいということになり、窓口での還付支払ではなく、還付対象者の口座に振り込むという形式になるのですよね。

文化スポーツ課長 そのとおりでございます。

委員長 他にご質問等はございますか。

教育長 新しい書式には追加使用料の有・無の欄があり、有の場合ですと括弧内に金額を記入するのだと思いますが、還付の場合の記入はどうなりますか。追加使用料という文言だと支払いが増えるように感じますが、いかがでしょうか。

文化スポーツ課長	<p>実際はこの様式第5号、第6号、第7号はそれぞれが複写となっており、一番上の用紙は施設の利用申込者が記入します。指定管理者が施設の窓口でできる業務は追加で発生する利用料の収納のみとなりますので、還付の場合は追加使用料の欄は無に丸を付けて、複写の一番下の用紙になります様式第7号の還付請求金額の欄に金額を記入し、指定管理者施設を經由して教育委員会事務局で還付にかかる事務処理を行います。</p>
教育長	<p>分かりました。追加使用料の欄に還付金額を記入するのではないのですね。</p>
文化スポーツ課長	<p>そのとおりでございます。</p>
委員長	<p>他にご意見・ご質問等が他にごございませんので、議案第45号「摂津市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」及び第46号から第48号については、承認いたします。</p> <p>それでは、報告事項(1)事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>[事業実施に伴う奨励援助の件について説明]</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。</p> <p>1件目の「カンボジアの天使が舞い降りる JAPAN TOUR FINAL」の申請は今回初めてでしょうか。以前にも申請がありますか。また、これは市内の子どもたちがイベントに出演するのではなく、NPO法人が摂津市に来てイベントをするということでしょうか。</p>
文化スポーツ課長	<p>この事業でございますが、カンボジアから子どもたちが来日し、その子どもたちとイベントを通じて国際協力や地域貢献をするという内容でございます。毎年、後援名義の使用許可をしているかの確認はできておりません。</p>
委員長	<p>他にご質問等がございませんので、次に進みます。(2)子ども子育て支援新制度に伴う関係条例について、子育て支援課長、こども教育課長より説明をお願いします。</p>

こども教育課長	[子ども・子育て支援新制度に伴う関係条例のうち、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明]
子育て支援課長	[子ども・子育て支援新制度に伴う関係条例のうち、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。 制度が変わったので条例を制定する必要性が生じたということでしょうか。
こども教育課長	子ども・子育て支援法の施行に伴い、市町村が施設型給付費として支払う施設及び事業については、市町村が定める条例に適合していることを確認して支払うということになります。
委員長	市町村が施設及び事業にお金を援助するというのでしょうか。
こども教育課長	施設型給付費として支払うことになります。
齊藤委員	95ページの表に記載の市基準についてお伺いします。児童の集団の規模についての国基準はおおむね40人までとありますが、市基準では保育室の面積に応じた集団規模となっており、面積が大きければ40人以上になる場合もあるとのご説明でしたが、この場合、児童一人あたりの面積についてはどのようにお考えでしょうか。
子育て支援課長	96ページに記載しています施設・設備の国基準に児童1人につきおおむね1.65㎡以上とするとあり、市の考え方も国基準どおりとなっております。
齊藤委員	95ページの児童の集団の規模の説明が分かりにくいように思いますので、その表現方法をご検討ください。

子育て支援課長	表現方法は見直し等を検討致します。
山手委員	96ページの開室日数について、国基準では1年につき250日以上を原則として、地域の実情を考慮して事業者が定めるとありますが、学童保育や保育園の放課後預かり事業もこの基準を満たしているのでしょうか。
子育て支援課長	<p>現在、本市で実施しております保育園での預かり事業につきましては、学童保育事業ではなく自主事業という位置付けになりますので、この基準の対象外となります。ただし、今後新たにこの事業を行う場合はこの基準が適用されますので、地域の実情を考慮した開室日数を事業者が定めることとなります。</p> <p>先日開催しました子ども・子育て会議の中でもこの件については議論がありました。事業者が市と十分に協議をして開室日数等を定めるという記載にするべきではないかという意見がありましたので、現在大阪府に文言の確認を行っております。</p>
委員長	76ページの検討事項等に暴力団の排除等に関する規定のところに、条文を定める必要はないかとありますが、こちらはどのようなのでしょうか。条文のなかにこちらの文言が入るのでしょうか。
こども教育課長	市全体として暴力団の排除に関する条例があり、その中で事業者の暴力団排除規定がありますので、敢えて個別の条例の中に暴力団排除の文言を入れなくてもよいということになっております。
委員長	分かりました。他にご質問等がございませんので、次に進みます。 (3)平成26年度教育委員学校園所訪問まとめについて、学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長	[平成26年度教育委員学校園所訪問まとめについて説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。 また秋に訪問を予定していますよね。よろしくお願い致します。
齊藤委員	今回の学校訪問でも、これまで同様、教育現場の状況や子どもた

ちの様子を見ることができ、大変参考になりました。個人的な希望としては、時期的な問題や学校のご都合もあるでしょうが、学校訪問の際に学校経営計画に記載されている項目の幾つかについて、主担当の先生から説明していただけるような機会を設けていただけたらと思います。

学校教育課長

可能な限り、ご要望に沿えるよう検討致します。

委員長

今回の学校訪問では、要望しました校務員の方と、生徒指導の先生にお話を伺うことができ、とても有意義だったと思います。ありがとうございました。

それでは他にご質問等がございませんので、次に進みます。(4)平成26年度6月までの問題行動等の報告について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

[平成26年度6月までの問題行動等の報告について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

今月は報告数が多いのですが、これは何か原因があるのでしょうか。

学校教育課長

子ども達の状況が急に変化したということはございません。やはり学年・クラスの中が落ち着かない状況があると問題行動発生の可能性が増えるということは事実でございます。今回につきましては、I小学校の報告が複数件挙がっておりますが、学校として非常に多様な課題がありますが、全教員を挙げて全てのケースを取り上げてしっかり対処していこうという姿勢を校長が打ち出しておりまして、その中でいじめとして認知する件数が増えております。被害を受けた児童も加害の児童も、様々な課題を抱えておりますので、複数の目でしっかりと支援していこうという体制を取っております。

また、複数の児童が関わっているいじめについては、報告に挙がっている児童だけではなく集団の中に観衆もいれば傍観者もいます。集団としていじめを起こさないという対策も必要でございます。I小学校については、現状認識を教職員が共有すると共に、教

育委員会事務局にも報告を挙げて協議しながら対応を進めていきたいということでございます。

本市ではいじめ防止基本方針をこの4月から策定しております。各学校においても学校がいじめ防止基本方針を策定しております。その学校がいじめ防止基本方針の中では、いじめをしっかりと取り上げていくと謳っておりますし、教職員の意識も高くなっております。また、保護者もいじめに対する意識が高くなっておりますので、子ども同士で問題があると、それを喧嘩やトラブルではなく、いじめではないかという観点でご覧になっておりますし、教職員の対応についても敏感に反応されています。教職員の初動対応が遅れますと、子ども同士の謝罪で解決した問題も長引き、揉め事が増えて集団のいじめに発展する場合もございますので、教育委員会と学校がしっかりと連携して対処していくのと同時に、いじめの指導経験の浅い教員にもいじめに対する意識を高める努力をしなければならないと感じております。

齊藤委員

今回の報告では、事例毎にその背景や経過、現在の様子等が示され、これまで以上に状況把握ができました。109 ページの事例では、学校側と被害生徒の保護者との間でいじめの把握の時期に差が見受けられます。今年度制定された「いじめ防止基本方針」の趣旨に則り、いじめの早期発見に一層のご努力をお願いします。

次に、器物損壊の発生件数が昨年度より多くなっていますが、その主な事例と防止策についてご説明ください。

学校教育課長

器物損壊につきましても数が多くなっております。この数字は学校や学年が落ち着いていない状況を如実に表すものと考えております。中学校におきましては、先月なかなか授業に入らない生徒の事例がございましたが、授業中に徘徊している生徒が、休み時間に集まってトイレの便器や窓ガラス等の器物を故意に損壊するという悪質な事例が多いです。これにつきましては、個々の指導はその場で行いますが、学年全体への指導も行っております。学校も指導等の努力をしておりますが、これだけの多くの件数が発生していますので、校長会、教頭会、夏の生徒指導研修会でもデータを示して、指導の更なる取り組みを進めていくように致します。

委員長職務代理者

107ページのコンパスの針で背中を刺したことについての相違点は解消できなかったとのことですが、被害児童の保護者が強い申し入れを学校に行っており、その後の保護者対応はどうなっているのかということと、スクールロイヤー制度を活用して今後の方向性を確認したと報告書にあります、どのような方向性が示されたのか、という2点をお答えください。

学校教育課長

この件につきまして、学校は被害、加害双方の児童と保護者と話し合い、加害児童には指導を行いました。しかしながら被害児童の父親は記載のとおり加害児童の出席停止を求めており、学校教育課の担当指導主事とも話し合いを行いました、学校の対応に納得いただけませんでした。そこでI小学校が大阪府教育委員会のスクールロイヤー制度を利用し、学校対応等を相談したところ、弁護士からはI小学校の指導及び保護者対応は間違っていないので、学校はできることとできないことをはっきりと区別して保護者との話し合いに臨むべきという見解をいただきました。また謝罪会についても学校が主導権を持って行うべきというアドバイスを受けました。このアドバイスを基に、学校と被害児童の父親と話し合いを行い、その場では一定ご納得いただいたのですが、完全にご納得いただいている状態ではないということです。ですので、今後もしっかりと対応していきたいと考えています。

教育長

この事案について読んだ時に10年程前に長崎県佐世保市で小学6年の女子児童が、教室で同級生を後ろからカッターナイフで切りつけて死亡させたという事件を思い出しました。コンパスで刺したということの事実確認はとれておりませんが、決してこのようなことは許さないという毅然とした態度で学校が対応しないと、万が一という可能性も考えられますので、しっかりと指導を行ってまいります。また、I小学校がいじめに対してきちんとやっつけていこうということで報告数が増えているというお話があり、それは良いことと感じますが、今回のI小学校の4件のうち3件は保護者からの訴えがいじめの認知のきっかけで、学校教職員が発見したわけではないということは、先生方はもちろん頑張っていらっしゃるが自分たちのアンテナは低いと認識し、今まで気づかなかったいじめがこれだけあったということを理解していただきたいです。

また、109ページのD中学校の事案について、被害生徒Aをしっかりと支援していただきたいと思います。号令係のAが着席しない生徒を注意したことがきっかけでいじめを受けるようになったという、この子が行ったことは決して悪いことではないのに、このような行動を潰すかたちになっていることは、学校内で正しいことが正しいこととして通用しないという状況ですので、学校はこの事案をきちんと取り上げて指導を行うとともに、いじめの問題だけではなくて集団作りをどうするのかを考えていただきたいと思います。保護者は、形ばかりの謝罪は意味がないとおっしゃっていましたが、学校の指導に対しては一定の理解を示し、今後絶対にないようにして欲しいとのことで、生徒も通常どおり登校していますので、今後は絶対にないようにしなければ、もし繰り返しいじめがあるようでしたら学校は何をしていたんだということになりますので、教育委員会として学校の指導をしっかりとしていきます。

山手委員

記載方法は齊藤委員がおっしゃったように、本当に事情等が分かりやすくなっていると思います。その分、被害者やその保護者の方々の思いもよく伝わってきます。集団作りというお話がありましたが、ほとんどの事案が先生の見えないところで行われているものですよね。先生方も頑張っていらっしゃると思いますが、私が時々訪れる学校でも、授業前に子どもたちが騒いでいて先生が振り回されている状況のときは、先生が子ども達全員に目配りをすることや、また子どもたちも何が正しいのかということが伝わりにくいのではと感じます。やはり学級経営を含めて、集団作りというものが大切だと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長

今回はI小学校とB中学校に集中していましたが、教育委員会としてこの2校のバックアップはされているのでしょうか。

学校教育課長

今回ご報告しました事案のうちいくつかは教育委員会の指導主事や私が一緒に話を聞いて、解決方法を相談しております。また、スクールロイヤー制度も提案しております。

委員長

来月は夏休みに入りますので、報告件数は減ると思いますが、9月になりますと休み明けで報告件数が増えると思います。ご対応の

ほどよろしくお願ひ致します。

それでは他にご質問等がございませんので、次に進みます。(5) 各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 [各課事業日程報告について説明]

委員長職務代理者 7月29日の防災講演会について教育委員に案内がありました
が、出席要請ということでしょうか。

学校教育課参事 此の防災講演会は管理職合同研修会を兼ねておりますので、教育
兼課長代理 委員におかれましてはご案内となります。したがって出席要請欄に
は記載がございません。

委員長 それでは次に進みます。その他(1) 摂津市中学校給食の導入に
係る基本的な考え方(案)について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 [摂津市中学校給食の導入に係る基本的な考え方(案)について
説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。

委員長職務代理者 124ページのアレルギー対応について、一定期間を経てアンケ
ート調査を行うとありますが、一定期間度とはどのくらいをお考え
でしょうか。

総務課長 アンケート調査の具体的な時期についてはこれから検討させて
いただきます。

委員長 1か月や3か月または半年といった具体的な時期は決まってい
ないということですね。

総務課長 そのとおりでございます。

委員長 汁物はアクセントを付けてありますが、暖かいご飯と暖かい汁物

と冷たいおかずという形で毎回付くのでしょうか、それとも汁物はない日もあるのでしょうか。

総務課長

汁物は毎回ではなく、その日の献立に合わせて提供します。

委員長

摂津市の給食が他市と違う点は、おかずの容器が3つ仕切りであることと、色がオレンジということですが、この点についてご意見はございますか。

山手委員

仕切りが3つということは、おかずが1つ少ない状態で盛り付けられるかと気になっております。それとも同じようなおかず2種類を大きな仕切りに盛り付けるのでしょうか。

委員長

仕切りが4つですと見栄えは良いですが、3つになると1つあたりのおかずの量が多くなるということですよね。

山手委員

そうですね。そうなるとおかずの種類が1つ少なくなるということですが、栄養価的には問題ないでしょうか。

総務課長

見栄えという点もございますが、ひとつひとつのおかずの量を増やすべきというご意見を踏まえまして、容器を精査いたしました。

山手委員

一汁三菜というかたちになりますね。内容が充実しているのならば、それでよいと思います。

委員長職務代理者

ランチボックスはオレンジ色を基本とありますが、基本ということは変更する場合がありますでしょうか。

総務課長

基本的にはオレンジ色をベースに、色の濃淡を付けることは検討しております。

委員長職務代理者

普段はオレンジ色で、特定の時に違う色になるということはないのですよね。

総務課長

そのとおりでございます。

委員長	<p>良い給食になることを願っています。それでは次に進みます。その他（２）教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（素案）について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>[教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（素案）について説明]</p>
委員長	<p>説明が終わりました。ご質問・ご意見はございますか。</p>
齊藤委員	<p>本日は素案としてお示しいただきましたが、今後の公表までの日程についてお教えてください。</p>
総務課長	<p>案につきましては、次回の８月の教育委員会定例会にてお示しさせていただきます予定でございます。知見者との懇談は、８月から９月にかけて実施いたしまして、最終的には９月の教育委員会定例会にてご報告させていただきます予定でございます。また、９月の教育委員会定例会と同日に教育委員と知見者との懇談を予定しておりますので、詳細につきましては後程ご連絡いたします。</p>
委員長	<p>154ページの特別支援教育推進事業ですが、巡回相談を70回（23年度は69回）行ったとありますが、なぜ括弧内は24年度ではなく一昨年の23年度の数字なのでしょう。すぐのお答えが難しいようでしたら、後日のご回答をお願いいたします。</p> <p>また、同じページの具体的成果の②に冊子「せつつの子どもたちの育ちを学びにつなげるために」を作成するとありますが、前年度の点検評価にも同じ記載がありますので、この冊子の作成は延期されているのでしょうか。こちらも後日のご回答で結構ですのでお願いいたします。</p>
山手委員	<p>全体的に数値の表記が多くなり、分かりやすくなっていると思います。147ページの養育支援訪問事業の事業内容で、子育てアドバイザーの派遣延べ回数80回と記載されていますが、前年度は100回の記載でした。また実施内容も25年度は延べ166回、派遣家庭数15件との記載ですが、前年度は延べ210回、25件と記憶しています。全体に数値は減っており、これは数字が多いと良</p>

いというものではないのですが、この変化は例えば、アドバイザーの数が減ったので訪問回数も減った、あるいは必要とする家庭が減ったというような、何か理由があるのでしょうか。

それと、障害児の害の字は漢字の記載ですが、一つのくくりの文言であれば漢字を使用すると思いますが、福祉の分野では漢字をなるべく使わず、平仮名で表記をするという流れですので、少し気になりました。

次世代育成部長

障害の害の字の件ですが、確かに大阪府では障がいと平仮名での表記をしておりますが、摂津市ではまだ障害の害の字を平仮名にするという対応を福祉部局でも行っておらず、障害福祉の計画等、漢字を使用しております。この件については様々な考え方がございまして、山手委員のおっしゃられたように害という字が悪い印象を与えるので平仮名を使用するという考えもございまして。私が以前障害福祉を担当しておりました時にこの件について大阪府とも議論をしたこともございまして、障害者団体でも平仮名使用について対応が分かれておまして、知的障害者の団体であります全国手をつなぐ育成会では引き続き漢字を使用しております。これは障害の捉え方によりまして、障害そのものに課題があるのではなくて、障害があるが故に特別な支援なり配慮を要する方々という考え方ですと、一つの例ですが、障害のある方が車いすで移動する際に、道の舗装や駅のエレベーター設置等のバリアフリーがなされていけば、その方にとって障害ではない、障害とを感じるような社会的環境を変えていく必要があるという考え方もございまして。ただし、「障害を持つ」という表現は避けて「障害のある方、障害のある人」という表現をしております。何かを行うのに障害がある、特別な配慮が必要という考え方に基きまして、害の字の漢字または平仮名の表記上の問題ではないということございまして、おそらく障害者の方々も同じ考え方の方も多いと思います。

学校教育課長

事務上におきましては、国の法律等は漢字を使用しております。大阪府におきましては一つの運動という観点で平仮名を使用しております。大阪府教育委員会も平仮名表記を採用しております。本市も、大阪府教育委員会との文書等のやり取りの中では平仮名を使用することもあります。基本的には漢字を使用している状況で

す。

子育て支援課長 養育支援訪問事業の子育てアドバイザーの派遣回数の減少については、お調べしまして次回ご報告いたします。

委員長 昨年度この報告書を作成した際に、教育長が教育委員の会議の記録を載せますかとお尋ねされていましたが、今年度は反映されるのでしょうか。教育委員会の議案の一覧を今回も載せていますが、これは必要かどうかと昨年おっしゃっていたと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長 昨年度、それまでの報告書とは項目等を変更しましたが、今までの継続性もございますし、教育推進プランが平成27年度に新しいものを策定しますので、その改定に合わせて報告書の項目等も見直したいと思います。教育委員会の議題については現在のところ継続性を考慮して記載しております。

委員長 それでは他にご質問等がないようですので、会議の初めにお諮りしましたとおり、ここでいったん暫時休憩を取りまして、社会教育委員会議事委員長の出席の後に会議を再開したいと思います。それでは暫時休憩とします。

《暫時休憩》

委員長 再開いたします。それでは、その他（3）社会教育委員会議事第一次答申「生涯学習社会における社会教育施設のあり方について」、答申をお願いします。

社会教育委員会 議事委員長 [生涯学習社会における社会教育施設のあり方について説明]

委員長 説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございますか。
質問ですが、4ページの（2）学習団体の支援・育成の部分ですが、別府公民館の登録クラブの活動日を定めての利用については不便な点もあるので、新施設の開館後に議論するとおっしゃいました

が、それで間に合うのでしょうか。

社会教育委員
会議委員長

今回答申を作成するにあたりまして、摂津市社会教育委員の中でも、一定の総意を得て作成しましたが、各論については意見の一致をみないものもございました。というのは、私たちは社会教育委員であると同時に使用団体でもありますので、使用団体の視点からですと既得権と申しますか、現状のままのほうが都合良いという部分もあります。しかし社会教育委員としましては、摂津市の予算で新施設を作るので、市民全体の使用目的や、その時々ニーズに合わせて考えますと、それぞれの視点で相反する意見が出てまいりました。さらに新施設の建て替えですので、今までの使用のルール等を変えるにあたって、どのような尺度で変更するのかが決められませんでした。料金等はもちろん新施設の使用前に決定する必要がありますが、今の時点で登録クラブ等のルールを決定して新施設を使用するのか、一定期間使用してルールを決定するのかについては、もう少し議論が必要と思います。

委員長

コミュニティプラザでは、登録クラブが決まった日に使用していますので、他の方は使用や予約ができない状態になっていますよね。また、使用に際しては抽選もありますよね。市民全体が使用する施設という観点ですと、登録クラブ制度の利用枠の固定化の見直しをしたいということになります。別府地域だけの公民館という観点になりますと、その地域のクラブが定期的に使えたほうが良いということになりますよね。その二つの意見のせめぎあいという状況ですよね。

社会教育委員
会議委員長

そのとおりです。40年程前に公民館ができてから、それまでの集会所において地域の文化が育っていないところから、生涯学習部の力を借りながら、文化連盟、音楽連盟、各種スポーツ団体など全体が協力しながら成長してきたのですが、それまでの公民館の利用実態が既得権となっている面もございます。市民全体のセンター的な公民館でしたら既得権の撤廃というものも必要になるかもしれませんが、地域性の強い施設において、今までのルールを全く変えてしまうと、問題も生じるのではないかと思います。しかし、個人的な見解ですが、時代の流れで集会所が公民館になり、そして

大きな意味でのコミュニティセンターとなる中では、誰もが同じ条件で利用できる施設であるべきと考えますと、どこかで地域の要望や今まで育ってきた団体と、市民全体の両方に使いやすいという両方の面の兼ね合いが必要になると思います。

山手委員

5ページの(4)市民の声を取り入れた施設運営の部分ですが、行政、市民、施設利用者等を構成員とする協議会を設置し、とありますが、今は運営委員会はあるのでしょうか。

社会教育委員会
会議委員長

現在は、図書館は図書館運営委員会があり、公民館は公民館運営審議会がごぞいます。

山手委員

この運営委員会は現在の審議会を発展させたものということでしょうか。

社会教育委員会
会議委員長

例えば、他の公共施設は生涯学習部の観点から見ますと、社会教育委員会や公民館運営審議会などにより、市民と対話しながら運営する形となっています。しかし別府のコミュニティセンターはこれらの会議等がありませんので、協議会の設置としました。現在施設の運営は過渡期ですので、施設が時代時代の流れに合わせて柔軟に対応できるように、このような表現といたしました。

山手委員

茨木市の施設も視察されてご苦労様でした。そこの施設の運営方法等で参考になるものはありましたか。

社会教育委員会
会議委員長

摂津市は狭い市域に6つの公民館がありますので、だいたいどこも同じような立地となっています。茨木市は駅前から山間部までの広い市域に施設があるので、運営が大変というご意見がありました。特に山間部では、100世帯ほどの集落で以前の集会所を現在公民館として運営しているところもあり、そのようなところは職員の配置も難しいので地域の方が運営している部分もあり、様々な運営の難しさというのを見てきました。ですので、逆に摂津市では運営方針等の決定はしやすいのではと感じました。

また、枚方市も視察しましたが、こちらは10年ほど前に市長選の公約に基づいて公民館を全て生涯学習センターにしました。その

際の議事録も読みまして、公民館、生涯学習センターそれぞれの長所短所があるので、それぞれの良い点を活かした施設運営を摂津市でできればと感じました。

生涯学習課長 本日この答申をお受けしまして、この答申のご意見を反映した運営制度を事務局内部で作成いたします。こちらは決まりましたら経過とともにご報告させていただきます。

委員長 事務局で運営制度を作成するのですか。

生涯学習課長 摂津市全体での制度となりますので、事務局で作成します。

委員長 この答申は一次ですので、二次答申はあるのでしょうか。

生涯学習課長 こちらは二点の諮問のうちの別府コミュニティセンターにおける答申ですので、もう一点の市立公民館の在り方については、今後継続して審議したのち、答申がございます。

委員長 今回は一次答申ありがとうございました。引き続き二次答申の審議もよろしく願いいたします。

では会議の初めにお諮りしましたとおり、次の案件は秘密会といたしますが、その前に教科書選定についての今後のスケジュールを確認いたします。

教育支援課長 教科書の採択に関しましては7月末日までに大阪府に報告書の提出となっておりますので、7月31日に採択を行ってはいかがかと考えております。

委員長 委員の皆様、7月31日の採択でよろしいでしょうか。

全委員 異議無し。

委員長 では、この日程でお願いします。

以上をもちまして秘密会以外の審議はすべて終了いたしました。それでは関係者以外の方はこれで終了いたします。ご苦勞様でし

た。暫時休憩します。

《暫時休憩》

委員長

これより秘密会として再開いたします。それでは、その他（４）平成２６年度摂津市立小学校教科用図書選定委員会答申について受けたいと思います。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦勞様でした。